

品川駅 西口地区 地区 整備計 画	
C一	A地区
一 風営法第二条第一項各号に掲げる風	一 風営法第二条第一項各号に掲げる風 俗営業及び同条第五項に規定する性風 俗関連特殊営業のいずれかの用に供す る建築物 二 カラオケボックス、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これ らに類するもの 三 宿泊施設の用途に供する部分の容積 率が百分の八十一未満の建築物 四 一時滞在施設の用途に供する部分の 容積率が百分の四未満の建築物
十分の	
十分の	
十分の	
五千	五千 平方 メートル
行者の快適	一 計画図に 示す壁面の 位置の数値 ただし、歩 行者の回遊 性及び利便 性を高める ために設け る歩行者テ ツキ、階段 エスカレー ター、エレ ベーター等 及びこれら に設置され る屋根、柱 壁その他こ れらに類す るもの、歩 行者の快適
	百六十五メ ートル 建築物の高 さは、T、 P・に五メ ートルを加 えたものか らの高さに よる。
	計画図に 示す 建築 制限

別表第二に次のように加える。

計画 地区	
B一	B一
二 風営法第二条第一項各号に掲げる風	二 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 風営法第二条第一項各号に掲げる風 俗営業及び同条第五項に規定する性風 俗関連特殊営業のいずれかの用に供す る建築物 三 宿泊施設の用途に供する部分の容積 率が百分の十七未満の建築物 四 建築面積が三千平方メートル未満の 建築物
十分の	十分の 七十七
十分の	十分の 五十
十分の	十分の 六十
五千	五千 平方 メートル
性及び快適	性を確保するた めに必要な さし並びに駐 車場の用に供 する車路出入 口並びに建築 物に付属する 門、塀その他 これらに類す るものを除く。
よる。	百八十メ ートル 建築物の高 さは、令第 二条第一項 第六号に定 める高さに よる。
	三十メー ートル 建築物の高 さは、令第 二条第一項 第六号に定 める高さに よる。

	地区	地区	
	C-1-2 地区		
	<p>一 風管法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p> <p>二 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>三 建築面積が五十平方メートル未満の建築物</p>	<p>俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p> <p>二 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>三 一時滞在施設の用途に供する部分の容積率が百分の二未満の建築物</p> <p>四 建築面積が二百平方メートル未満の建築物</p>	
	五十分の	九十九	
	一十分の	四十二	
	五十分の	六。た だし、法第十三条第三号又は第一号の建築物に該当するもの	
	五百 平方 メートル	平方 メートル	
	<p>十二メートル 建築物の高さは、P.T.に十四メートルを加えたものによる。</p>	<p>性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの並びに煙突及び給排気施設の部分を除く。</p> <p>二 前号の規定は、地区計画が定められた際現に存する建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面に位置の制限のうち、幹線街路放射線街路放射線第十九号線、幹線街路環状第四号線及び補助線、街路第十四号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合は、適用しない。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画が変更された北青山三丁目地区地区計画及び品川駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。